

一九四二年二・五・六・七・八・九・一〇月
陸軍省業務日誌摘録

陸軍省医務局医事課長 金原節三

〔昭和一七年二月一二日課長会報〕

〔法務局〕

富集団において敵前逃亡一一二、強姦三、掠奪三の事例あり。敵前逃亡というのは、コタバル付近上陸の際、天候不良となりたるため、小発大発に乗船しありたるものが、仏印に引返えしたために生じた事例で、内に軍医中尉二名同船しありたり。比島方面でも相当強姦（一四名）あり、下士官の婦人傷害事例六ありたり。

〔中略〕

〔昭和一七年五月二日局長会報〕

〔法務局長〕。

日本よりソ連に逃亡し情報教育を受け再び日本に潜入せる者を捕え、三Aにおいて審理中のもの二名あり。敵前逃亡にて死刑を執行さる。

二五Aの独立速射砲第一連〔大〕隊の現役大尉がクアラ

ルンプールにおいてマレー人の妻女を強姦その時計五―六個を掠奪し、更にジョホールの第三王女をだまし写真機を詐取し強姦掠奪詐取の犯罪を犯せるものあり。

〔兵務局長〕。

二五Aはクアラルンプールに来る迄は兎角の評判ありしも、この事件を契機として爾後面目を一新せり。

〔法務局長〕。

比島方面においても強姦多かりしが、嚴重なる取締をなしたる結果、犯罪激減せり。

〔兵務局長〕。

比島は他の地域に比し比較的多かった。しかし、支那事変に比すれば少いといえる。

〔中略〕

〔昭和一七年五月九日局長会報〕

〔法務局長〕。

南方軍の犯罪件数二三七件。大体において支那事変に比し少し。一四Aには強姦多し。女が日本人向きなるを以つてなり。

〔中略〕

〔昭和一七年五月二七日局長会報〕

〔法務局長〕。

南方犯罪の状況…掠奪強姦七六件（開戦以来）、強姦は一四Aに多し。犯罪の多きは、一四A、一五A、一六A、南

方総軍、直轄の順で、軍律違反も一四Aに多し。

〔中略〕

〔昭和一七年六月三日局長会報〕

(兵務局長)。

〔中略〕軍紀風紀は大体良好に向いつつあり。しかし一般に犯行減少しあるも対上官犯は依然その跡を絶たず。マレーでは支那婦人に対する暴行事件が五月一と月で八件あった。

〔中略〕

〔昭和一七年七月三〇日局長会報〕

(軍事課長)。

召集回数二―三回に及ぶべきをもつてこの際特別休暇を実施し、たとい九牛の一毛に過ぎざるも、少しでもこれを緩和せんとす。結婚の斡旋につきても同様。家族携行も急速に実施し度。

〔昭和一七年八月一二日局長会報〕

〔前略〕

(法務局長)

南方の犯罪六一〇件。強姦罪多し。シナよりの転用部隊に多し。慰安設備不十分。監視監督不十分に起因す。拘禁所には何処も二〇〇名宛収容しあるが、何れも三、四名の法務官が処理しあり。

軍政方面の司法は着々うまくいっている。軍政干係者^{ママ}に

瀆職多し。内には、現地人より金を詐取せるものあり。これは注意を要す。現地人は日本人を尊敬し、敬意を表しある故かかゝることがあれば日本人の信用を一挙に失うことになる。

(俘虜情報局長)。

米国より捕虜の重病者の交換を申出て来れり。研究中なり。日本兵の捕虜が英国に三名、米国に一〇名以内あるのみ。交換というも数の上から出来そうもない。尚英国は英俘虜を啓徳飛行場の修理に使用せることに対し抗議し来るも、これは握りつぶす。

(大臣)。

ほつとけ。

〔昭和一七年九月三日課長会報〕

〔前略〕

(恩賞課長)

将校以下の慰安施設を次の通り作りた~~り~~り

北支一〇〇ヶ、中支一四〇、南支四〇、南方一〇〇、南海一〇、樺太一〇計四〇〇ヶ所。

傷痍軍人の指導。連隊区司令官を別支部長となす。傷痍軍人会館を設置し、総裁を近く奉戴の予定。偕行社支部を各地に設けたり。

在郷将官の就職斡旋をなしあるもこれを一堂に集め大臣より訓示を受けたる後爾後強力に斡旋指導を実施する予定。